

ライオンズクラブUCカード会員特約

第1条 (名称)

本カードは、会員の所属するライオンズクラブ国際協会日本国内各地区（以下「ライオンズクラブ」という）とユーシーカード株式会社（以下「UC」という）が、提携し所定の手続きにより発行するもので、カードの名称は「ライオンズクラブUCカード」（以下「カード」という）と称します。

第2条 (会員資格)

- 1.UCの会員規約、本特約を承認の上、ライオンズクラブを通じて、UCに対し本カードの入会申込みをされた方（以下「申込者」という）でUCが入会を認めた方を会員（以下「会員」という）とします。
- 2.UCは会員に対し、本カードを貸与します。

第3条 (会員資格の喪失)

- 1.会員はUC会員規約に定める会員資格の喪失事由に該当し、契約を解除された場合は、本カードの会員資格を喪失するものとします。
- 2.第1項により、UCが本カードの返還を求めた時は、会員は速やかに返還を求められたカードをUCに返還するものとします。

第4条 (会員のプライバシーの保護)

- 1.会員および申込者は、UCとライオンズクラブの間において、業務上必要な範囲で、会員の提出した入会申込書・変更届に記載された情報および会員の本カードの利用に関し、知り得た情報を相互に提供または交換することを承認するものとします。
- 2.UCとライオンズは、第1項により知り得た会員情報について、会員のプライバシー保護に十分な注意を払うものとします。

第5条 (特約の改定等)

- 1.本特約が改定されてその改定内容が会員に通知された後、会員が本カードを利用した時は、会員はその改定を承認したものとみなします。
- 2.本特約に定めのない事項については、UC会員規約が適応されるものとします。